



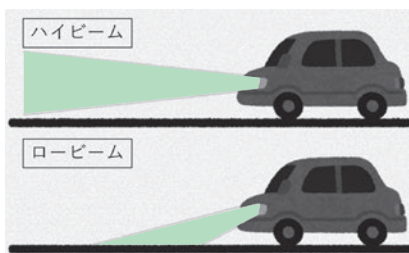
早めのライト点灯を心掛けましょう！

夕暮れどきの交通事故を防止するために「早めのライト点灯」を心掛けましょう。

見えにくくなった夕暮れどき、お互いの存在を早期に発見(危険予知)できることから、夕暮れどきの交通事故防止に大きな効果があります。

また、夜間に対向車がないときはライト「上向き走行」が基本です。ライトをこまめに切り替えて運転し、交通事故を未然に防ぎましょう。

【問】危機管理課 ☎(087)894-1115



あなたの声を県政へ 県政モニターを募集します！

任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

対 象 令和8年4月1日現在で15歳以上の県内在住者で、インターネットまたは郵送でアンケートに回答できる方

申 込 郵送で回答希望の方

市役所にある募集チラシの裏面に必要事項を記入して、郵送またはFAXで応募

インターネットで回答希望の方

「香川県 県政モニター募集」で検索して応募入力フォームから応募

締 切 2月28日(土)

その他 任期終了後、回答状況に応じて図書カードを進呈します。

【問】香川県広聴広報課 県政モニター係
☎(087)832-3021 FAX(087)862-3000



↑申し込みはこちら

公益通報者保護法の改正内容に関する説明会を実施します

周知啓発の一環として、消費者庁職員を講師とした説明会を実施します。

日 時 3月2日(月) 10:30～11:30

場 所 県庁本館12階 第1・第2会議室
(高松市番町4-1-10)

対 象 者 経営者、労働者、フリーランス、公益通報担当者、地方自治体職員など

定 員 96人 **料 金** 無料

申込締切 2月25日(水) 17:00まで

①氏名②電話番号③所属団体(対象者の中から選択)を、メールもしくはFAXで申し込み。

【問・申】県くらし安全安心課 総務・消費生活グループ
☎(087)832-3175 FAX(087)806-0244
E-mail kurashi@pref.kagawa.lg.jp

浄化槽の法定検査手数料が変わります

浄化槽を設置している方には、その機能を発揮させるため、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。法定検査は浄化槽が正常に機能しているかを指定検査機関(公益社団法人 香川県浄化槽協会)で調べてもらう重要な検査です。毎年1回受検する必要があります。

このたび人件費等の上昇にともない、4月1日から法定検査手数料を改定することになりました。

○新規設置の場合(法第7条に関する検査)

浄化槽の種類	5～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～500人槽	501人槽以上
現 行	9,700円	11,100円	12,300円	13,700円	15,200円	16,800円
改定後	10,700円	12,300円	13,600円	15,100円	16,700円	18,400円

○既存設置の場合(法第11条に関する検査)

浄化槽の種類	5～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～500人槽	501人槽以上
現 行	4,600円	6,700円	7,900円	12,700円	14,000円	15,500円
改定後	5,500円	7,600円	9,000円	13,800円	15,200円	16,800円

【問】公益社団法人香川県浄化槽協会 ☎(087)881-6600 さぬき市下水道課 ☎(087)894-1611